

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(三〇〇〇三三三・砂防課)……………1

告 示

秋田県告示第三百号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十四年秋田県告示第五百二十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表三の丸の項中、「鹿角郡」を「鹿角市」に改め、「十和田町」を削り、「毛馬内」を「十和田毛馬内」に、「古下」を「古下夕」に改め、表外ケ沢の項中「船川港」

「化世沢」を「船川港」に改め、「船川」を「化世沢」に、「男鹿市」を「船川港」に改め、表八森下の項中「由利郡」を

「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「城内」を「矢島町城内」に改め、表上町一号の項中「湯沢市」を「湯沢市」に改める。

表以外の部分中「秋田県土木部砂防課並びに関係市役所及び町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表長井田の項中「鹿角郡」を「八幡平村」に改め、「長井田」を「鹿角市」に改め、表岩崎の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「飯田川町」を削り、「下

蛇川」を「飯田川下蛇川」に、「和田妹川」を「飯田川和田妹川」に改め、表旭町の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「飯田川町」を削り、「下蛇川」を「飯田川下蛇川」に改め、表仁山の項、新築の項及び新所の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川上蛇川」を「昭和豊川上蛇川」に改め、表田屋の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川竜毛」を「昭和豊川竜毛」に改め、表中沢一号の項、中沢二号の項及び田高の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「西目村」を削り、「西目」を「西目町」に改め、表祝沢

の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「東由利村」を削り、「老方」を「東由利老方」に改め、表水上の項及び小田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「城内」を「矢島町城内」に改め、表矢越の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「荒沢」を「矢島町荒沢」に改め、表館町の項中「館町」を「由利郡」に改め、「館町」を「由利本荘市」に改め、

「矢島町」を削り、「矢島町」を「矢島町」に改め、表船沢の項中「仙北郡」を「協和町」に改め、表宇津野の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和船沢」を「協和船岡」に改め、表岸館の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」を「協和境」に、「上淀川」を

「協和船沢」に改め、表宇津野の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和船沢」を削り、「船岡」を「協和船岡」に改め、表岸館の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」を「協和境」に、「上淀川」を

協和上
 淀川
 に改め、表院内一号の項、院内二号の項及び小野の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削り、表秋の宮の項中「秋の宮」雄勝郡
 雄勝町「秋の宮」を「秋ノ宮」湯沢市「秋ノ宮」に改める。

秋田県告示第三百一十号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十六年秋田県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県知事 寺田典城

表上花輪二の項、下花輪二の二の項及び下花輪二の二の項中「鹿角郡」花輪町「鹿角市」を「鹿角市」花輪「に改め、表広組の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「水無」を「阿仁水無」に改める。

秋田県告示第三百三十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十八年秋田県告示第二百七号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表俵巻の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「由利町」を削り、表沢尻の項中「山本」を「山本郡」に、「藤里」を「藤里町」に改め、表鶴形の項中「能代」を「能代市」に、「鶴形」姥懐「を」姥懐「に改める。」

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十八年秋田県告示第七百三十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城
 表三の丸の項中「三の丸」を「三の丸」に改め、表加茂

の項中「戸賀」を削り、「加茂青砂」を「戸賀加茂青砂」に改め、表山口の項中「仙北」を「仙北郡」に、「西木」を「西木村」に改め、表寺内の項中「秋田」を「秋田市」に改め、表向田の項中「南秋田」を「南秋田郡」に、「井川」を「井川町」に改め、表千秋中島の項中「秋田」を「秋田市」に、「千秋」中島町「を」千秋島町

に改め、表大沢の項中「秋田」を「秋田市」に改め、表湯本の項中

「男鹿市」北浦「湯本」を「男鹿市」北浦湯本「に改める。」

表以外の部分中「土木部砂防課及び大館市役所、男鹿市役所、西木村役場、秋田市役所、井川村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十九年秋田県告示第五十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表相川の項中「北浦」相川「を」北浦相川「に改め、表小泊の項中「船川港」を削り、「増川」を「船川港増川」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び男鹿市役所、鹿角市役所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百六十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十九年秋田県告示第百三十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

「矢島町」を削り、「立石」を「矢島町立石」に改め、表一ツ森の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「仙北町」を削り、表上屋敷の項中「大曲市」を「大仙市」に改め、表長倉の項及び御返事の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削る。

秋田県告示第三百十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第千三十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表上野の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表小淵の項

中 北秋田 阿仁町 小淵 を 北秋田 阿仁小 淵 に改め、表新

沢の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削り、表岩谷磐の項中「岩谷磐」を「岩谷麓」に、「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削り、表松本の項及び位の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削り、表羽籠の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「稲川町」を削り、「三梨」を「三梨町」に改め、表不動滝の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「皆瀬村」を削り、「畑等」を「皆瀬」に改める。

秋田県告示第三百十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十五年秋田県告示第百一十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表小森の項及び田沢の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削り、表小泉の項及び山岸の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川上虻川」を「昭和豊川上虻川」に改める。

秋田県告示第三百十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十五年秋田県告示第千四十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表田屋一号の項及び竜毛の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川竜毛」を「昭和豊川竜毛」に改め、表森子一号の項、森子二号の項及び吉沢の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「由利町」を削り、表君ヶ野の項中

秋田県告示第三百十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十七年秋田県告示第百三十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「岩城町」を削り、「君ヶ野」を「岩城君ヶ野」に改め、表矢の本の項中「矢の本」を「矢ノ本」に、「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「鳥海町」を削り、「下川内」を「鳥海町下川内」に改め、表峰吉川

の項中 仙北郡 協和町 峰吉川 を 大仙市 協和峰 吉川 に改め、表新丁の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「峰吉川」を「協和峰吉川」に改め、表太田の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十七年秋田県告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表坊沢の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削り、表八幡森の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表角間崎一号の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表中ノ沢の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「峰吉川」を「協和峰吉川」に改める。表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十七年秋田県告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十八年秋田県告示第八百八十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表大谷地の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表増川の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内」を削り、「三川」を「大内三川」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十九年秋田県告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表神成の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉村」を削り、表鶴の木三号の項中「鶴の木三号」を「鶴木三号」に、「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、「鶴の木」を「鶴木」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十九年秋田県告示第六百四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表菅生田の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」を「協和境」に改め、表糠ヶ森の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「船岡」を「協和船岡」に改め、表千秋城下町の項中「千秋」を「城下町」を「

千秋城下町」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに秋田市役所及び協和町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十九年秋田県告示第七百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表道川宮ノ下の項中「上新城」を削り、「道川」を「上新城」に改め、

表野田の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」を「協和境」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに秋田市役所及び協和町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第四百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表新田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削る。

秋田県告示第三百二十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第六百二十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表荒瀬一号の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「荒瀬」を「阿仁荒瀬」に改める。

に、「一段の上」を「一段ノ上」に改め、表荒瀨の項中
 北秋田 阿仁町
 荒瀨 を 北秋田 阿仁荒瀨 に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに鹿角市役所及び阿仁町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十一年秋田県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表下小路の項中「十和田」を削り、「毛馬内」を「十和田毛馬内」に改め、表宮の下の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表目長崎の項中「太平」目長崎を「太平目長崎」に改め、表松木沢の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表荒田目の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、表田屋一号の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川竜毛」を「昭和豊川竜毛」に改める。

秋田県告示第三百二十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表三川の項中「由利郡」大内町「三川」を「由利本荘市」大内三川に改め、表漆原の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「荒川」を「協和荒川」に改める。
 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十六号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第六百四十号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
 平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表槻の木の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川槻木」を「昭和豊川槻木」に改め、表松山の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削り、「岩谷榎」を「岩谷麓」に改め、表天神の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「鳥海町」を削り、「上笹子」を「鳥海町上笹子」に改める。
 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表今泉の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削り、表船岡の項及び鳥川の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。
 表以外の部分中「土木部砂防課並びに本荘市役所及び鷹巣町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百二十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表荒瀨2号の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「荒瀨」を「阿仁荒瀨」に改め、表小森1号の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削る。

秋田県告示第三百二十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十三年秋田県告示第五百五十号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表道川雷の項中「上新城道川雷」を「上新城雷」に改め、表館合

の項中「館合」を「館合」に、「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「東由利町」を削り、「館前」を「館前」に、「館野」を「館野」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに市役所及び関係町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百三十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成元年秋田県告示第六百四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表比立内の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「幸屋

渡」を「阿仁幸屋渡」に、「比立内」を「阿仁比立内」に改め

る。

表以外の部分中「土木部砂防課及び山本土木事務所並びに関係町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百三十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成三年秋田県告示第二百十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表増川一号の項中「船川港」を削り、「増川」を「船川港増川」に改め、表宮沢の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表二又の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、表蒲田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「由利町」を削り、表野田一号の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」を「協和境」に改める。

秋田県告示第三百三十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成三年秋田県告示第七百七十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表神成の項及び宮ノ下の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表岡井戸の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川岡井戸」を「昭和豊川岡井戸」に改め、表小田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「城内」を「矢島町城内」に改め、表丸森の項中「由利郡

「矢島町城内」を「由利本荘市城内」に、「矢島町

を「矢島町矢島町」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百三十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表角間崎の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表君ヶ野の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「船岡」を「協和船岡」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百三十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第八百四十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表湯口内の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「水無」を「阿仁水無」に改め、表板繋の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「西仙北町」を削り、表砂糖畑の項中「本莊市」を「出戸町」に改め、「由利本莊市」を「由利本莊市」に改め、「鶴沼」を「鶴沼」に改め、「新組町」を「新組町」に改め、表上ノ台一号の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「西仙北町」を削る。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十一年秋田県告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表久保田の項及び神沢の項中「本莊市」を「由利本莊市」に改め、表水上2号の項中「由利郡」を「由利本莊市」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十二年秋田県告示第四百六十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表鶴の木の項中「鶴の木」を「鶴木」に、「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改める。

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十三年秋田県告示第六十三号）の一部を次の

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「雄勝郡皆瀬村畑等」を「湯沢市皆瀬」に改める。

秋田県告示第三百四十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十三年秋田県告示第七百八十号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表神成の項及び浦田の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改める。

秋田県告示第三百四十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「本莊市」を「由利本莊市」に改める。

秋田県告示第三百四十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第四百二十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「北秋田郡阿仁町吉田」を「北秋田市阿仁吉田」に改める。

秋田県告示第三百四十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第五百三十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表本内の項中「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改め、表山下の項中「南秋田郡飯田川町和田妹川」を「潟上市飯田川和田妹川」に改める。
表以外の部分中「関係事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十五年秋田県告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改める。
表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十五年秋田県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

秋田県告示第三百四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十五年秋田県告示第八百二十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改める。
表以外の部分中「関係地域振興局」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十五年秋田県告示第九百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。
表以外の部分中「関係地域振興局」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十一号
急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十六年秋田県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「由利郡大内町三川」を「由利本荘市大内三川」に改める。
表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十六年秋田県告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改める。
表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十六年秋田県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「北秋田郡鷹巣町今泉字今泉」を「北秋田市今泉字今泉」に、

北字

秋田郡鷹巣町今泉
上野

を

北秋田市今泉字上野

に改める。

表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄